

令和8年度
渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務

仕様書

渡嘉敷村教育委員会

※本業務は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備であり、予算成立後に効力を生じる事業です。今後予定される、沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定がなされなかった場合にあつては、契約を締結できないことがあるので、予め、ご了承下さい。

1. 業務名

令和8年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務

2. 契約期間

契約を締結した日から令和9年3月15日の間に定める

3. 対象

渡嘉敷村内に在学する小学生および中学生

4. 履行場所

渡嘉敷村（以下「委託者」）が指定する場所

5. 契約項目

- (1) 学校教育活動終了後、渡嘉敷村に在学する小・中学生に対し、学習塾を実施し、家庭学習支援および受験対策支援を行う。
- (2) 各学校及び教育委員会と連携を図りながら、児童生徒の学習状況を的確に把握し、学力向上を図る取り組みを実施する。
- (3) 学習塾の実施期間、実施内容等は次のとおりとする。

ア 学習塾の実施コマ数については、1学年あたり週3コマ程度を目安とするが、詳細な実施回数及び内容については発注者との協議により決定するものとする

なお、学力向上に資するより効果的な取組の提案がある場合は、この限りではなく、発注者と協議の上、柔軟に対応するものとする

イ 契約の日から令和9年3月15日(修了式)までとする

ウ 週4日以上学習塾の実施

エ 学習塾の1コマについては、45分～60分程度とする

オ 夏休み及び長期間中については、教育委員会と調整をもって行うものとする

カ 保護者への説明会及び進路相談の実施

キ 学習塾の運営に伴う保護者への連絡業務

ク 模擬試験の実施及び分析、関係機関への状況報告

ケ 中学3年生の受験対策指導における年2回の島外学習事業の実施

コ 阿波連地区・渡嘉志久地区の児童生徒送迎に関わる事項の実施もしくは委託計画

- サ 各地区（渡嘉敷区、阿波連区）において、原則としてそれぞれ会場を設け、学習塾を実施するものとする
- シ 学習塾の開講は、令和9年2月下旬までを基本とする
ただし、中学3年生については、県立高校入試の最終日までを想定し、詳細は発注者との協議の上うえ、決定するものとする

(4) 派遣講師については次のとおりとする。

- ア 教員免許を有する者、または同等の指導経験・専門性を有し、渡嘉敷村教育委員会が認めた者とする
- イ 学習塾実施時においては、受講生数に応じて適切な講師数を配置するものとし、原則として2名以上の講師を配置すること

6. 委託の目的及び学習指導方針等

- (1) 渡嘉敷村に在学する小・中学生に対し、学力向上のノウハウを持つ者を配置する事により、学習支援を強化し、効果的に学習できる環境を整え、生徒の学力向上及び家庭学習環境の充実を促す。
- (2) 講座の科目は、国語・数学（算数）・英語の3教科以上とし、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図ることを目的とする。授業は講義及び演習を中心に実施し、理解度の確認を行いながら指導すること。
また、各種検定（漢検・数(算)検・英検等）への支援ならびに定期テスト対策の支援を実施する。
- (3) 小学5年生～中学3年生においては、補助教材として映像授業を活用するものとし、適切な教材の選定及び手配を行うこと。
なお、当該映像授業教材は、学習内容の定着が不十分な単元の復習及び予習等に活用できるものとし、児童生徒が積極的に活用できる環境を整えること。
- (4) 受講生は、小学1年生～中学3年生までを対象とするが、申込状況によっては学校及び教育委員会と調整を行うものとする。

7. 安全管理及び危機管理

- (1) 学習塾における（受講生の送迎及び島外学習時を含む）の安全管理計画を提出すること。
- (2) 傷害保険に加入すること。
- (3) 事故発生時は速やかに教育委員会へ報告すること。

8. 個人情報保護

- (1) 個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、個人情報の適正な取得、利用、管理及び廃棄を行うこと。
- (2) 学力データ等の適切な管理を行うこと。
- (3) その他、本業務の履行により知り得た情報（個人情報に限らず、業務上の機密情報を含む。）を、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならないこと。

9. 成果物

- (1) 年間事業計画書
- (2) 月次報告書
- (3) 学年別学力分析報告書
- (4) 模擬試験結果分析
- (5) 最終成果報告書

10. その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、渡嘉敷村教育委員会と協議のその指示に従うこと。